

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

## 佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和3年5月教育委員会会議：定例会

期 日 令和3年5月19日（水）開会 午後2時00分  
閉会 午後3時15分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者  
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員  
熊倉 夏子 委員

傍聴者 2名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 部 長	花島 英雄
	教育部参事(学務課長事務取扱)	前原 美智雄	教育総務課長	曾山 澄雄
	指 導 課 長	松丸 晴久	教育センター所長	佐藤 克巳
	社会教育課長	高橋 慎一	文 化 課 長	宍戸 信
	教育センター	深澤 朱美	教育総務課企画財務班長	平野 昌彦
事 務 局	教育総務課教育総務班長	山田 智之	教育総務課教育総務班	千々岩和代

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

#### 2 報告事項

##### ① 教育長より3件報告

1つ目、印教連定期総会については、当初4月20日に開催予定だったが、新型コロナウイルス感染防止のため書面決議の形式で行われた。昨年度の行事及び決算報告、今年度の行事計画、予算案等について諮り、各委員に承諾を得た。役員については、会長には昨年度に引き続き、成田市の佐藤勲委員が選任された。成田市教育委員会事務局が印教連事務局を担当する。

2つ目、第1回教科用図書採択地区協議会についてである。この第1回は、5月11日、白井市役所で開催した。関山邦宏教育長職務代理者とともに、出席した。協議会では、役員の選出、専門調査員の選任、教科用図書採択制度及び選定方法、日程などについて話し合い、まとまった。また、事務局は白井市教育委員会が担当し、日程に沿って進めることとなった。

3つ目、学校訪問についてである。新年度がスタートしたので、全部の学校を対象に、現在訪問を実施している。直接指導している先生方の活動の様子や具体的な感染症対策について確認しながら、各学校の教育活動全体を把握しておきたいと思い実施している。現在 27 校訪問したが、どの学校も 3 密を防ぐ具体的な感染取組を実施し、授業もスムーズに展開していた。引き続き、学校の教育活動を把握しながら、適切な支援に努めてまいりたいと考えている。

② 新型コロナウイルス感染状況について【教育部長】

4 月 30 日金曜日に青菅小学校及び井野中学校で、5 月 7 日金曜日に臼井中学校で児童生徒の感染が判明した。青菅小学校及び臼井中学校には濃厚接触者はおらず、井野中学校は、連休期間中に濃厚接触者の陰性が確認できたことから、各校とも通常どおり授業を実施した。5 月 6 日木曜日に山王小学校の児童が抗原検査の結果、陽性となった。濃厚接触者の調査のため、翌日 7 日金曜日は臨時休校としたが、その後、PCR 検査の結果、当該児童の陰性が確認できたことから、10 日月曜日から通常どおり授業を実施した。

③ 教科書展示について【学務課長】

教科書展示については、県教育委員会が主催するもので、場所は佐倉市立中央公民館となる。期間は記載のとおり、6 月 11 日から 25 日までの 14 日間である。佐倉市教育委員会が主催している教科書閲覧会は、令和 3 年 6 月 10 日から 6 月 27 日までの開催 15 日間で、中日に閲覧不可ということで休館日等が入り、トータルで 15 日間、西志津ふれあいセンターで実施する。

この内容については、6 月 1 日号の「こうほう佐倉」にて知らせる。

④ 運動会・体育祭の開催日程について【指導課長】

今年度は校長会役員等で十分に協議して、形態を変えて実施する。平日に開催し、2 時間程度。原則として、小学校については、低学年、中学年、高学年に分けて、中学校は学年ごとに実施する。小規模校や大規模校は、学校の実情に応じて密にならないよう工夫して開催する。保護者の参加については、学校の実情に照らして 3 密を回避しながら行う。和田小学校、弥富小学校については、小規模特認校の学校公開日に合わせての開催となり、土曜日の実施となっている。

⑤ 市民大学開設状況について【社会教育課長】

去年は全ての開校を見送った。今年度においては、感染予防対策を講じつつ、予算の範囲内において開催する。

中央公民館が主催する 4 年制の佐倉市民カレッジについては、80 名の定員に対し、62 名の入学を決定している。入学式は、5 月 13 日木曜日に新入生のみで実施した。在校生は、2 年生 73 人、3 年生 62 人、4 年生 75 人、合計 272 人である。

臼井公民館が主催する 2 年制のコミュニティカレッジさくらについては、30 名の定員に対して、9 人の入学を決定している。入学式は、5 月 15 日土

曜日に実施済み。在校生は、2年生20人、合計29人である。

志津公民館が主催する1年制のしづ市民大学は、運営委員会方式で自主的な学習活動の促進、生涯学習を進めるまちづくりを目指し、今年度は御覧の2つのコースで開催している。60人の定員に対し、85人の応募があり、抽選でそれぞれの定員を決定している。開校式は、コロナ禍なので一堂には会せず、それぞれの開講日に合わせて、ごく簡単に行う。

根郷公民館が主催する1年制の根郷寿大学は、60人の定員に対して95人の応募があり、こちらも抽選でそれぞれの定員を決定している。開校式は、志津公民館同様、一堂に会することなく、それぞれの開講日に合わせて簡易に行い、開校式後はオリエンテーションを実施し、自己紹介や班活動の打合せ等を行う予定である。

⑥ 感染状況について【指導課長】

令和3年度の4月20日から5月14日の感染状況については、感染性胃腸炎、流行性耳下腺炎がそれぞれ3名、水痘と流行性結膜炎がそれぞれ2名、溶連菌感染症が1名、アデノウイルス感染症1名、带状疱疹が2名発生した。

⑦ いじめの件数について【指導課長】

4月のいじめの認知件数については、小学校が94件、中学校が31件の合計125件である。昨年度の同時期と比較すると、小学校では16件の増、中学校では9件の増加だった。いじめ発生から3か月経過していないため、昨年度より継続して見守っている件が81件ある。そのため今月新たな認知は44件となる。そのうち多いものとしては、冷やかしやからかい、言葉によるものが約63%、79件、軽くぶつけられたり、遊んだふりしてたたかれたり、蹴られたりするが22名、約18%というふうになっている。重大ないじめにつながる案件の報告はなかった。引き続き、丁寧な見守りを行っていく。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

印旛郡内での第19週、5月10日から5月16日の感染状況については、感染性胃腸炎が結構多く発生している。定点当たり4.25である。その前の18週、連休があったので、5月3日から5月9日は感染性胃腸炎が32名、定点当たりの数が2.0。その前の週が、感染性胃腸炎が第19週より多く、4月26日から5月2日、第17週、91名の発生があった。定点当たり5.69なので結構多い数だった。19週と比べても多かったが、波があるので、どうなるか分からない。溶連菌や流行性耳下腺炎については多くはない。印旛全体での例えば流行性耳下腺炎は、先週の第19週で2名の発生しかなかった。

新型コロナウイルス感染症については、5月10日から5月16日の週、第19週、印旛市郡医師会内での総検査件数が882件、感染数が55件で、感染率6.24なので、この前の教育委員会会議で話したときよりも増えている。この前4%台だったが、今回6.24%になった。この中で佐倉市が一番多かった。次が成田である。今の数字は5月1日から5月7日である。管内、印旛郡内で100件の感染があり、この中で佐倉市が24件、それから成田が21件、四街道が19件で、佐倉が中心で少し多くなっている。一応蔓延防止等重点措置

は八千代までで、すぐ隣である佐倉は油断できない。小学校の発生が何件かあったが幸い広がることはなかった。

ワクチン接種について、先生方は当分先なので、これは難しいだろうと思う。クラスターというより、家庭内感染が結構あるので子どもの発生が、高齢者に直接うつってしまうということもないことはないので、学校の対策が大事かと思う。

文部科学省から新型コロナウイルス感染症対策のマニュアルが出ているはずだが、バージョン6が最近出ているので確認しておいてほしい。内容的にはそんなに変わっていないはずだが、最新号はバージョン6が出ているはずである。今いろいろ学校行事が中止になっているが、感染対策を十分に取り、高齢者のワクチン接種が進んでいるが、これから先ワクチン接種が進むと思うが、ワクチンを打ったからといって油断はできないので、感染対策は今までどおりしていただくということである。

一般の感染症については、先ほどの感染性胃腸炎以外は特に落ち着いている。これはコロナウイルス対策が徹底されているので、ほかの感染症がそんなに多くないのだろうと思うのだが、引き続き気をつけていただきたい。終わりが見えず、非常に大変だろうと思うが、よろしく願います。

**【委員1名より】**

市民大学について、佐倉市民カレッジとコミュニティカレッジは、複数学年があるところ、結構募集される数が少ない。コロナの影響か。

**【社会教育課長】**

コミュニティカレッジについては、例年30の定数でやっており、部屋が臼井公民館2階の集会室で、今までの定数だと100のところに対して30ということでやっていたので、ゆとりがあるということで、定数変えずにやったが、募集状況が10人といったような形。

市民カレッジについては、今まで定数100だったが、今回勉強する部屋も密になるだろうということで、2割減らして80にしたところ、エントリーは62だった。

**【委員1名より】**

しづ市民大学と根郷寿大学は大分人気があるが、募集定員は感染対策で減らしていたのか。

**【社会教育課長】**

根郷寿大学については、例年は定数を120で1回やっていたのを半分の60にして、それをさらに半分に分けて、同じような内容を偶数月と奇数月でやっていくといったような形で感染症対策を取っている。人気については、今まで120の定数で大体120ぐらい来ていたところが、今回半分にして95になったので、例年同様で、コロナでちょっと気になる方は、エントリーしていないといったような状況である。

しづ市民大学については、例年4コースでやっていたが、今回おやじの食事学や、コロナの関係でなかなか講座ができないものについては、今年度は実施を見送り2講座にしたところ、85人のエントリーがあった。

**【委員1名より】**

令和3年度の市民大学開設状況について、昨年度は全て見送りになったということだが、今年度改めて、2つの学校については在校生も含めて、新入

生の方たちの声や、現場サイドで感じることなど、何か気づく点はあるか。

**【社会教育課長】**

現場の声については、やったほうが良いという積極的な声がある一方で、やらなくてもいい、もう少し待とうという声もあり、その比率は大体半々で、なかなか難しい状況である。しかしながら、感染症対策を取りつつ、できるところから少しずつ始めていくのが大切と捉えたので、今回市民大学を開設したといった経緯である。

**【委員1名より】**

市民の皆様のやりがいであるとか生きがいであるとか、そういったものにつながるような市民大学という存在であるかと思う。とはいえ、やはり命に関わる病気という部分との闘いもあるかと思う。難しい面もあるかと思うが、今後もよろしく願います。

**【委員1名より】**

いじめについて、小中合わせて4月末で125件だったか。継続が81件で7割ぐらい減っているということか。

**【指導課長】**

そうである。

**【委員1名より】**

大体こんなものなのか。やはり1か月で解決することは難しいだろうと思う。

**【指導課長】**

3か月期間、何もいじめの被害がないというのだと、本人の心理的なことも含めると、3か月よりも長くなってしまいうケースもあるので、そういった部分で多少件数は多く、毎年このぐらいになっている。

**【委員1名より】**

今一番長くてどのぐらいになっているか。

**【指導課長】**

一番長くて、小学校1年生のときに認知があり、3年生まで今引き続き見守り、声かけをしているケースがある。

**【委員1名より】**

2年間改善できないというのは大変なケースだと思う。

**【指導課長】**

学校もいろいろと工夫しながら保護者と連携を取っているが、解消までには至っていない。

**【教育長】**

指導課長が話したが、多感な時代、小さいときに、ちょっとしたことでやられたということは、ずっと心に残る。今指導課長が説明しているのは、事象はないのだが、見守りしながら、被害を受けた側の子どもたちの心理の状況を観察しているというところなのである。実はこういったことというのは、見えないところにあるのかというふうな感覚も指導者は必要だと思っている。長い部分と比較的クリアにする部分とあるが、そういう子どもたちがよく発信してくれたというふうな視点から、長期にわたって見守っていきながら、とにかく学校には来てもらえるような体制を取るという形で今後も進めたいと思う。

**【委員1名より】**

確かに不登校になると、問題もまた複雑になると思う。その1年生の子というのは、保護者の方か先生か、発見はどこだったのか。

**【指導課長】**

本人も保護者もそうである。

**【委員1名より】**

コロナの関係について、もう1年になろうかと思う。それで、現場のほうでは、これだけ長く続くとマンネリ化してくるのだが、それに対して、生徒に対して3密を含めて、マンネリ化を起こさせないための対策というのは、何か工夫しているか。

**【学務課長】**

教育長からも報告があったように、4月当初、各学校全てを回って、状況を聞いたり、実際に見て状況を確認しながら、また校長会等でもその都度伝えて、こちらからも発信している。学校のほうも社会の状況を見て意識を高く持っているので、そういった両面から環境を維持しているところである。

**【委員1名より】**

令和3年度の運動会・体育祭の予定一覧について、各学校においても、年間の行事予定としても運動会・体育祭というのは非常に大きいウエートを占めているものかと思うが、比較的秋の運動会と春の運動会、大きく入れ替えている学校が多いと感じるが、これは年間の行事予定に鑑みての変更ということ間違いはないか。

**【指導課長】**

各学校が年間の行事予定をいろいろな観点で定めていくので、各学校において、決定しているものである。

**【委員1名より】**

コロナ禍における対応というのも2年目に入っているので、現場サイドも非常に大きくあるのかと思う。先生方も、期待や可能性を持って行事に取り組んでいると思うが、子どもたちにとって行事というのは、優先順位なく思い出として残るので、可能な限り行事もやっていただければと思う。

### 3 議決事項

#### 議案第1号 令和3年度佐倉市教育費6月補正予算について

##### 教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料1ページ、教育費6月補正歳入歳出予算の総括について、教育委員会所管の教育費に係る歳入予算の補正はない。歳出予算については、252万3,000円の増額となっている。

続いて、資料2ページ、2の歳出。9款教育費、1項教育総務費、3目教育研究指導費、3、教育課題研究事業189万4,000円の増額である。著作権法の改正に伴い創設された授業目的公衆送信制度の補償金を一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会へ支払う必要が生じたため、これに係る経費として、児童生徒数に基づき算出される当該金額を増額しようとするものである。この制度は、学校の設置者が当該団体に一括して補償金を支払う

ことで、個別の使用承諾を得ることなく、著作物の利用することができる制度である。

続いて、5項社会教育費、1目社会教育総務費、11、人権教育施設整備事業62万9,000円の増額は、令和元年度に執行した佐倉市将門同和对策集会所耐震改修工事監理業務委託について、受託者からの契約解除の申出により、令和2年1月15日付で契約解除を行ったことから、出来高分の委託料の支払いを行おうとしているものである。令和元年度中に出来高分の請求がなかったことから、令和2年8月に補正予算を計上し、支払いに向けて催告を続けてきたが、その後も出来高分委託料の請求はなく、令和2年度中の支払いが完了しなかったことから、改めて令和3年度補正予算で計上し、過年度支出を行おうとするものである。

資料3ページ。債務負担行為の追加は、臼井公民館の老朽化した空調設備について、ESCO事業により更新をしようとするものである。ESCO事業は、民間事業者から設備等の省エネルギー改修に係る設計や施工、資金計画、維持管理等のサービスに関する一括提案を受け、省エネルギーの効果の保証を含む契約形態を取ることにより、改修に係る経費の一部を光熱水費の削減分で賄うことができるものである。令和5年度からの10年間のサービス提供期間を含め、令和3年度から令和14年度までの12年間で1億3,833万円の債務負担行為を設定しようとするものである。

#### 《議決事項についての質疑概要》

##### 【委員1名より】

1の教育総務費について、事業目的、公衆送信著作権というのは具体的にどのようなものか。

##### 【指導課長】

事業目的、公衆送信補償金制度が、2020年4月に施行され、営利目的ではない教育機関において、補償金を支払う代わりに著作物を公衆送信できることを定めた制度である。この制度によって、著作権者の団体に補償金をまとめて支払う代わりに、紙媒体だけではなくて、インターネットの送信など全て、著作権者へ許諾を得る必要がなくなる。具体的には学校で授業を進めていく中で、教員が説明において様々な資料を視覚的に示す場合があると思うが、写真であるとか地図とか楽譜とか、そういったものがその都度許諾を得ることなく、支払うことによって、使うことができるというものである。

##### 【委員1名より】

紙媒体、インターネットの環境もそうだし、音楽についても、全ての著作物についてということか。この189万4,000円というのは、小中学校全て34校一括して教育委員会が払っていると、そういうことか。

##### 【指導課長】

小学校の金額は、1人当たり120円掛ける消費税、中学校の金額は1人当たり180円掛ける消費税である。

##### 【委員1名より】

なぜ当初に入れなかったのか。補正に持ってきた理由は何か。

**【指導課長】**

補正に持ってきたという理由については、文化庁で金額が定まったのが12月以降だったので、間に合わずにこの6月の補正ということになった。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市学校評議員の委嘱について

学務課長より上程議案の説明

内容：学校評議員は、校長や園長の求めに応じて教育目標や教育計画、幼児、児童生徒の教育活動や地域との連携、学校運営に関することなどについて様々な意見をいただく方々である。任期は1年となっており、毎年委嘱を行うものである。今年度については、お手元の資料1ページから7ページにあるように172名の委嘱候補者が推薦された。学校評議員の定数については、各学校、園、5名以内となっており、各学校や地域の実情により、千代田小学校、和田小学校、佐倉幼稚園が4名の推薦となっている。また、候補者のうち新規の方は54名、継続の方が118名となっている。

《議決事項についての質疑概要》

**【委員1名より】**

佐倉東小について、各学校ともその地域、近くの方がなっているが、67番の方が将門町ということで、地理的には近くか。

**【学務課長】**

裏手の近くである。

**【委員1名より】**

中学校の管理規則の第10条の3、幼稚園の管理規則の第7条の2の3項について、例えば第10条の3の学校評議員に関して必要な事項は別に定められているが、必要な事項の具体的な内容はどんなものか。

**【教育長】**

中学校の管理規則第10条2項2を規定して、予備的なものとして項目を入れてあることが大きな趣旨であり、現時点ではその規定、第10条の2に当てはめてやっているところなのである。今後、第10条の3が入っているものについて、例えば大きな交通安全の問題があった場合、交通安全に詳しい、例えば警察署の方々、地域があったとしたとき、そういう方々にもお願いすることもいいのではないか、幅広く物を考えて、子どもの学校教育を支援していくという部分も考えていくということを想定している。

**【委員1名より】**

特別な知識を持たれている方が入るといふ、定員が増えるということか。

**【教育長】**

定員はあくまでも定員として考えている。



【委員1名より】

身分はどうなるのか、別枠でつくるのか。

【教育長】

例えばそれは、急にはならず、始めるときは年度の初めになるので、その段階で5名を4名にお願いして、1名は新たに入れてもらうということを想定しているかと思う。

【委員1名より】

現時点では一応規定だけで、具体的にはないというふうに考えていいのか。

【学務課長】

具体的な必要事項という、完全な明記はないので、先ほど教育長から説明があったように、その状況に応じて、協議しながら決めていく。

【教育長職務代理者】

今と同じところについて、自治会・地域協力者という枠組みが1つある。先ほど教育長から出た、例えば交通安全に関わる強い関心を持った方というのは、当然この地域協力者の中で処理できるわけで、私もこの第10条の3の別に定めるという規則、これは何かあるのかと思った。市のホームページの中の市関係の法規類、そこには見当たらなかった。多分定めてないだろうと思うが、この自治会と地域協力者、これはイコールなのかどうかというような微妙なところがあるので、規則があるのかと見ていた。あまり細かく分けるよりは、このくらいのほうがいいのかという感想を持っているが、いずれにしても第10条のところに別に、必要な規則を定めるとあるので、その辺をどういう形で定める必要があるのか。それを見極めないと、下手に決めてしまうと身動きがまた取れなくなってくる。そんな心配をしている。感想含めてである。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市学区審議会委員の委嘱について

学務課長より上程議案の説明

内容：学区審議会は条例により設置義務があり、10名以内の委員をもって組織されている。委員の任期は2年。今年度は充て職の5名の方が変更となっている。公立小中学校のPTA代表2名、学校長1名、市長事務部局の職員の委員2名が人事異動により変更となっている。資料1ページに学区審議会委員委嘱候補者名簿を記載している。資料2ページは、候補者の略歴を記載している。資料3ページは、承認いただいた場合の委員の一覧となっている。

《議決事項についての質疑なし》

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市教育支援委員会委員の委嘱について  
教育センター所長より上程議案の説明

内容：今回委員2名の委嘱を審議していただく経緯について説明する。

番号4番、安田みゆきさんについては、産前産後及び育児休暇から復帰されたことによる推薦となる。番号7番、鎌田絵里先生については、前任者の異動に伴う推薦となる。委嘱期間については、前任者の残任期間である令和3年6月1日から令和4年5月31日までである。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

条例の第6条の1項、先ほどの第5号議案と同じような質問だが、必要に応じという文言がある。具体的に事例があるのか。

【教育センター所長】

委員会は、年度内において3回実施している。子どもや保護者なり学校から必要とするというような状況が整った際に開催しており、結果的に3回となっている。ここ数年、会議は4回以上実施していない。

【委員1名より】

3回という話があったが、これは定例会が3回ということではなくて、慣習上やっているということか。

【教育センター所長】

10月以降に3度ほど実施をしているが、時期については、それよりも早い時期となると、子どもたちの様子を学校側が適切に判断をして、委員会にかけるというのが難しい状況もあり、10月以降、年度内で3回というような実施時期となっているように捉えている。

【委員1名より】

毎年大体3回だということと、それから内容は、ここで話せる範囲で、どうか。

【教育センター所長】

個人情報の部分もあるが、大まかな内容で審議として最も多いのは、特別支援学校への就学と特別支援学級での教育の実施に関することが議題となっている。

【委員1名より】

大体3回ともそういう内容なのか。

【教育センター所長】

そうである。

【委員1名より】

それぞれ、1回につき何件かあるのだが、平均どのぐらいか。

**【教育センター所長】**

回数については、各回ばらつきがある。総数で、昨年度については年間で158件である。1回目の委員会は合計25名、2回目は56名、3回目は47名。その3回目以降に委員長専決という形で審議いただいているものは30名で、合計158名というような件数になっている。

**【委員1名より】**

去年は4回あったということでもいいのか。

**【教育センター所長】**

委員会としては3回である。最終の機会が1月10日で、その後、3月31日までの間の中で委員会は開かず、委員長のほうに専決を求めた件数が30件である。

**【委員1名より】**

第7条に委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないということだが、書面とか委員長決裁で構わないのではないのか。

**【教育センター所長】**

基本的にはそのような形で、これまでも決定させていただいている経過がある。

**【委員1名より】**

議事は、出席委員の過半数で決しということになっているが、書面決議をすると、その過半数の賛成を得るか、あるいは意見の表明があったかどうか、その辺はどうか。

**【教育センター所長】**

各委員長以外の11名の委員の皆様方に資料を送り、そういうようなことについては、現実行っていない。

**【委員1名より】**

そうすると、この第7条との整合性はどうなるのか。

**【教育センター所長】**

委員会としては、開催のされている3回の中なので、それを超えてという取扱いになってくるかと思う。委員会で議事としては3回なので、その3回については、多数の委員の先生方に審議いただいている。

**【委員1名より】**

委員会はきちんとされていると思う。それは別に何も疑問はないのだが、その後の件である。委員会を開かなくてもいいのか。

**【教育長】**

後で付け足ししてもらっていいが、基本的に3回とは限定していないのだが、この就学というのは、今学校がスタートしていて、我が子は、来年、また次の機会に普通学級で行ったほうがいいだろうか、特別支援学級で支援したほうがいいだろうか、県立の学校へ行ったほうがいいだろうかということ、親御さんと積み重ねながら協議しているのが現状である。それで、いわゆる今教育センターの所長が説明してくれた教育支援委員会は、かつては就学指導委員会とあって、就学の在り方について、子どもの実態にとって様々な角度からこの先生方に話してもらっている。それで、後半になるほど親御

さんのいろいろな意向もあるので、だんだん多くなってくる。と同時に、その年度の後半、1月から3月は、ある程度詰め作業の段階になり、答えには私も窮するところなのだが、大体親御さんとの了解を取って詰めていくというもので、最終的に1月の後半は、また一方、先生方もある程度同じような方向で話していたので、それで会長、委員長のほうに承諾を得る形で1月の後半は進めているというところである。

**【委員1名より】**

大変な仕事なのは分かっているので、集まってというのはなかなか時間的に難しいと思うが、各ほかの会議で、外見的に見ると委員長の独断かと言われてしまうと、それで終わりになってしまうような危険があると思うが、その辺の危惧はいかがか。

**【教育センター所長】**

非常に重たい案件、そういうものについては、できる限り委員会のほうを通すように、その1月の最後の3回目までの間の中で、学校側からは関係書類を提出いただき慎重に審議いただいている状況がある。反面、保護者と学校間で合意形成が図られているようなケースも多数あるので、そのような内容については、センターのほうで十分協議をして、委員長の専決という形での方針とさせていただくようなケース。特にこの1月10日以降の案件については、合意形成が図られている内容も多数含まれている。

**【委員1名より】**

心配しているのは、その辺を突っ込まれないかどうかということで、要するに委員会があるのに、その事項を委員長の専決とかで決めてしまっているのか。それとも委員にちゃんと諮ったのかというようなこと、後から言われるかどうかということである。教育センターの中でしっかり見ていただいているので、その辺の内容は大丈夫だと思うが、形式的なもので、そこはいいのかどうか。

**【教育センター所長】**

これまでの確かに4回目の開催の実績というものがないのだが、今後の委員の皆様方の仕事や都合等もある中で、そのようなことが可能であるのかどうかも含めて、今後いろいろ意見を頂戴したいと思う。

**【委員1名より】**

委員がその相談内容を知らないというのは、問題だろうと思う。我々教育委員にしても、大事なところを知らないということは、もしそういうことが起こった場合、教えてくれなかったではないかとかという話になるので、その辺のしっかりした体制を取っていただければ、各委員としては安心して審議ができるし、次のときの参考にもなる。年度末で非常に忙しいと思う。これだけやっているわけではないので、センターとしても、その辺をしっかり体制づくりしていただければ、より透明性の高い、いい委員会になるのではないかと考えて質問した。

**【教育センター所長】**

委員の方々のご意見をいただきつつ、検討してまいりたいと思う。

《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市社会教育委員の委嘱について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：議案第5号については、社会教育委員を令和4年6月30日までの2年間、15名へ委嘱しているが、人事異動及び役員改選に伴い、充て職の委員のうち2名を新たに委嘱しようとするものである。

資料1 ページ、候補者の一覧で、山田真史さん、石輪晴美さんである。

任期は、いずれも前任者の残任期間、令和4年6月30日までである。資料2 ページは、候補者略歴である。山田さんは西志津中の校長、石輪さんは市P連の会長で、染井野小のPTA会長である。補足すると、山田さんは、略歴のとおり昨年度まで指導課長を務めていた。学校教育が中心となるが、中学生が社会教育に参加する際の視点や社会教育課が中学校と連携して行っている子育て理解講座の運営などについて、大所高所から助言いただけるものと捉えている。石輪さんは、市P連の会長で、市P連の会長職は1年ごと、佐倉、臼井、志津、南部と地区を4つに分けた中での持ち回りとなる。今回は臼井地区が会長校となり、臼井地区の中でも持ち回りで、染井野小となったところである。昨年度も染井野小の会長を務めていた。昨年度はコロナ禍で皆さんが学校にお邪魔できない中、石輪さんが精力的に会報の原稿づくりや印刷、また会計処理など、ほとんど一人でこなされていた。地域活動の実践者、また保護者の立場から助言いただけるものと捉えている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

条例の第2条について、特に1から5まで各委員の所属が書いてあるが、特に内訳というか、人数についての規定はないのか。

【社会教育課長】

特段内訳についてはない。

【委員1名より】

社会教育委員の方なので、社会教育関係者が5人ということになって、そういう割合が適当だということか。

【社会教育課長】

今までの経緯も含め、社会教育関係者5名が、現時点では適当であるというふうに捉えている。

【委員1名より】

6番の方の子ども会育成連盟というのがあるが、最近子ども会がだんだん各町内減ってきていて、今実態はどうなっているか。

【社会教育課長】

子ども会の実態については、残念ながら具体的な所管が、こども政策課になる。全体的な傾向という、細かい数字というのはそちらで所管しているが、

委員の言われたとおり、子ども会自体が成立しないというようなところは聞いているので、なかなか厳しい状況にあると思う。ただ、厳しい状況にあるからこそ、一堂に会して、子どもたちの健全育成を保護者とともに担っていくというのも大事な役割と捉えている。

【委員1名より】

11番の方について、学校教育相談員経験者になっているが、今この方は何をしているか。

【社会教育課長】

現時点ではこの11番、渡邊久子さんについては、学校教育相談員を降りて何もしていないといったような形になる。

【委員1名より】

経歴は学校教育指導者ということで、別に市民という立場でなく、学校教育経験者の中の一くくりで入っている。第2条の3番ということか。

【社会教育課長】

第2条第3項の家庭教育の向上に資する活動を行う者というような形で選出している。

《議決結果》

可決

議案第6号 佐倉市立図書館協議会委員の委嘱について  
社会教育課長より上程議案の説明

内容：議案第6号については、図書館協議会委員を令和5年1月31日までの2年間、10名へ委嘱しているが、人事異動に伴い、充て職の委員のうち1名を新たに委嘱しようとするものである。

資料1ページ。候補者の一覧である。古林聖哉氏の任期は、前任者の残任期間、令和5年1月31日までである。資料2ページは、候補者の略歴となる。古林さんは、現在南部中の校長で、補足すると、略歴のとおり、教育センターの所長を務めていたので、子どもたちの読書活動には造詣がある。また、図書館協議会委員も以前お務めいただいているので、図書行政にも理解があることから、いろいろとご助言いただけるものと捉えている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

6番と7番の方の専門は何か。

【社会教育課長】

6番の松橋さんについては、学校の先生で、国語の教科を担当していたので、学校教育の見地から指導いただける学識経験者と捉えている。7番の齊藤めぐみさんについては、敬愛短大の教授で、敬愛短大のほうで図書館と連携して取れる認定絵本土という資格を有する先生であり、図書行政にも明るい方である。

《議決結果》  
可決

4 教育長閉会宣言